

公衆浴場法の施行に関する規則

平成12年3月31日

規則第82号

改正 平成13年3月30日規則第24号

平成17年3月7日規則第13号

平成17年4月1日規則第44号

平成20年11月30日規則第88号

平成23年3月31日規則第21号

平成25年2月1日規則第3号

平成27年3月31日規則第54号

令和2年12月14日規則第115号

令和3年2月26日規則第8号

令和3年3月31日規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)の施行について、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。)及び相模原市公衆浴場法施行条例(平成24年相模原市条例第45号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成25年規則3号〕)

(公衆浴場の営業の許可)

第2条 省令第1条の申請書は、公衆浴場営業許可申請書とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第2条第1項の許可を受けて浴場業を営む者から当該浴場業の譲渡を受けた者が行う申請にあつては、第2号から第5号までに掲げる書類について当該浴場業を営む者が既に市長に提出している書類と内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(1) 法人にあつては、登記事項証明書

(2) 条例第2条第1号の一般公衆浴場を設置する場合にあつては、営業施設から300メートル以内にある既設の一般公衆浴場(条例第3条第3項各号に掲

げる一般公衆浴場を除く。)の位置及び名称を記載した書類並びに営業施設から当該一般公衆浴場までの距離を明示した実測図

(3) 営業施設の構造設備を明らかにした図面

(4) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水が水道水以外の場合は、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水が第7条の水質基準に適合していることを証する書類の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

3 市長は、法第2条第1項の許可をしたときは公衆浴場営業許可通知書により申請者に通知するとともに、公衆浴場営業許可証(別記様式。以下「営業許可証」という。)を申請者に交付し、許可をしないときは公衆浴場営業不許可通知書により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により営業許可証の交付を受けた者(以下「営業者」という。)は、当該営業許可証を営業施設の内部の見やすい場所に掲示しておかなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成25年規則3号・27年54号・令和2年115号・3年8号〕)

(公衆浴場の営業承継の届出)

第3条 省令第2条第1項、第3条第1項及び第3条の2第1項の届書は、公衆浴場営業承継届とする。

2 前項の届書には、省令第2条第2項、第3条第2項及び第3条の2第2項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人にあつては、登記事項証明書

(2) 営業許可証

3 市長は、第1項の届出を受けたときは、営業許可証を書き換えて交付するものとする。

(一部改正〔平成13年規則24号・25年3号・27年54号〕)

(申請書記載事項の変更等の届出)

第4条 省令第4条の規定による届出は、申請書に記載した事項の変更にあつては公衆浴場営業許可申請書記載事項変更届により、営業の全部又は一部の停止又は

廃止にあつては公衆浴場営業停止(廃止)届により行わなければならない。

2 前項の届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 営業施設の構造設備の変更にあつては、その内容を明らかにした図面

(2) 営業の一部の停止又は廃止にあつては、その部分を明らかにした図面

(3) 営業の全部の廃止又は営業許可証の記載事項の変更にあつては、営業許可証

3 市長は、第1項の届出のうち営業許可証の記載事項の変更の届出を受けたときは、営業許可証を書き換えて交付するものとする。

(一部改正〔平成25年規則3号・27年54号〕)

(営業許可証の再交付)

第5条 営業者は、営業許可証を亡失し、又は毀損したときは、公衆浴場営業許可証再交付申請書を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。この場合において、営業許可証を毀損したときは、毀損した当該営業許可証を添えなければならない。

2 営業者は、営業許可証の再交付を受けた後、亡失した営業許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(追加〔平成27年規則54号〕)

(患者を入浴させるための許可)

第6条 法第4条ただし書の許可を受けようとする者は、患者入浴許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、患者の入浴を許可したときは患者入浴許可通知書により、許可しないときは患者入浴不許可通知書により申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成25年規則3号・27年54号〕)

(浴槽水等の水質基準)

第7条 条例別表第1の1の項(1)に規定する原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水、井戸水等を使用する場合であつて、同表1の項から4の項までに定める基準の全部又は一部により難しく、かつ、衛生上危害が生じるおそれがないと市長が

認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。

1 色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2 濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3 pH値	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法
4 有機物(全有機炭素(TOC)の量をいう。又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物にあつては1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中10ミリグラム以下であること。	有機物にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法
5 大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	検出されない(100ミリリットル中に10cfu未満をいう。)こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

2 条例別表第1の1の項(1)に規定する浴槽水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水、井戸水等を使用する場合であつて、同表の1の項又は2の項に定める基準により難しく、かつ、衛生上危害が生じるおそれがないと市長が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。

1 濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2 有機物又は過マンガン酸カリウム消費	有機物にあつては1リットル中8ミリグラム以下、	有機物にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消

量	過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中25ミリグラム以下であること。	費量にあつては滴定法
3 大腸菌群	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に規定する方法
4 レジオネラ属菌	検出されない(100ミリリットル中に10cfu未満をいう。)こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

(追加〔平成25年規則3号〕、一部改正〔平成27年規則54号・令和3年8号〕)

(浴槽水中の遊離残留塩素濃度の測定)

第8条 条例別表第1の1の項(6)に規定する浴槽水中の遊離残留塩素濃度の測定の頻度は、営業の始業時、繁忙時及び終業時の3回以上とする。

(追加〔平成25年規則3号〕、一部改正〔平成27年規則54号〕)

(様式)

第9条 この規則の規定により使用する書類の様式(別記様式を除く。)は、別に定める。

(追加〔平成25年規則3号〕、一部改正〔平成27年規則54号〕)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成25年規則3号・27年54号〕)

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第24号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月7日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年11月30日規則第88号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第21号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月1日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の公衆浴場法の施行に関する規則第2条第2項の規定により交付されている公衆浴場営業許可書は、改正後の第2条第3項の規定により交付された公衆浴場営業許可書とみなす。

附 則(平成27年3月31日規則第54号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第2条第3項の規定により交付されている公衆浴場営業許可書は、改正後の同項の規定により交付された公衆浴場営業許可証とみなす。

附 則(令和2年12月14日規則第115号)

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

附 則(令和3年2月26日規則第8号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第53号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(公衆浴場法の施行に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に交付されている第2条の規定による改正前の公衆浴場法の施行に関する規則に規定する様式による公衆浴場営業許可証は、同条の規定による改正後の公衆浴場法の施行に関する規則に規定する様式によるものとみなす。

別記様式(第2条関係)



公衆浴場営業許可証

- 1 営業者の氏名又は名称
- 2 営業施設所在地
- 3 営業施設名称
- 4 営業許可番号
- 5 公衆浴場の種類
- 6 公衆浴場の種別
- 7 許可の年月日
- 8 許可の条件

年 月 日

相模原市長



備考 緑どり及び市章は、緑色とする。

別記様式(第2条関係)

(全部改正〔平成27年規則54号・令和3年53号〕)